

別添 1 - 1

様式第 6 号(第 4 条第 1 項第 6 号関係)

所 要 額 調 書 3

施設名 \_\_\_\_\_

(延長保育事業費関係)

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 (一般型・幼稚園型 I))

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 (余裕活用型))

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

(地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業)

延長保育事業	支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
		円		円	円	円	円	円
一時預かり事業	支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
		円		円	円	円	円	円
看護師配置費	支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
		円		円	円	円	円	円

別添 1 - 2

様式第 6 号(第 4 条第 1 項第 6 号関係)

所 要 額 調 書 3

施設名 \_\_\_\_\_

(延長保育事業費関係)

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 (一般型・幼稚園型 I))

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業 (余裕活用型))

支出予定額 A	寄付金 収入	その他の 額 B	差 引 額 (A-B) C	基 準 額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備 考
円		円	円	円	円	円	

別添2-1

様式第13号(第6条第2号関係)

施設名

補助金取支明細書

(保育費)

Table with 6 columns: 支出額, 補助額, 基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. All values are 0.

(障害児入所保育所等保育士等特別配賦費)

Table with 6 columns: 対象児童数, 専任保育士等配置月, 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(障害児保育延長加算分)

Table with 6 columns: 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額, 支出額の内訳. Values are 0.

(保育士等の特別配置関係)

Large table with 8 columns: 区分, 配置保育士等の人数, 担当保育士の氏名, 配賦月, 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Rows include 低年齢児保育保育士等特別配置事業, 加配保育士等特別配置奨励費, 雇用安定・年度途中児童受入準備保育士等配置費, 調理員等特別配置費, (定数調理員), 看護師配置費.

(延長保育事業)

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型1))

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(一時預かり事業(余裕活用型))

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(地縁子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業)

Summary table with 6 columns: 延長保育事業, 一時預かり事業, 現職前配置費. Values are 0.

別添2-2

様式第13号(第6条第2号関係)

施設名

補助金取支明細書

(保育費)

Table with 6 columns: 支出額, 補助額, 基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. All values are 0.

(障害児入所保育所等保育士等特別配賦費)

Table with 6 columns: 対象児童数, 専任保育士等配置月, 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(障害児保育延長加算分)

Table with 6 columns: 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額, 支出額の内訳. Values are 0.

(保育士等の特別配置関係)

Large table with 8 columns: 区分, 配置保育士等の人数, 担当保育士の氏名, 配賦月, 支出済額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Rows include 低年齢児保育保育士等特別配置事業, 加配保育士等特別配置奨励費, 雇用安定・年度途中児童受入準備保育士等配置費, 調理員等特別配置費, (定数調理員), 看護師配置費.

(延長保育事業)

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型1))

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(一時預かり事業(余裕活用型))

Table with 6 columns: 対象経費の実支出額, 補助基準額, 要補助額, 受入済額, 差額. Values are 0.

(令和8年3月12日揭示済み)

草津市告示第 7 6 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和 7 年度市県民税税額変更（決定）通知書 1 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 3 月 2 0 日に送達があったものとみなす。

令和 7 年度市県民税税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	NGUYEN HAI NGOC	ベトナム

（令和 8 年 3 月 1 3 日掲示済み）

草津市告示第 7 7 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 7 第 2 項の規定に基づき、指定福祉避難所を下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

名称	住所	受入対象者	その他
滋賀県立障害者福祉センター	草津市笠山八丁目 5 番 1 3 0 号	事前に市が特定した者	

（令和 8 年 3 月 1 3 日掲示済み）

## 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市志那町902番地 中嶋 あや子、中嶋 俊生	草津市志那町字北3041番	126.62㎡	R8.3.2	1907

（令和8年3月2日掲示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市伏見区加賀屋町741番地 シャーマゾン伏水 103号 木下 伊織、木下 陽介	草津市南山田町字山寺876番6	243.51㎡	R8.3.2	1908

（令和8年3月2日掲示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
野洲市小堤359番地 瀧野 宗慎、瀧野 茜	草津市南山田町字山寺876番9	181.06㎡	R8.3.2	1909

（令和8年3月2日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 3 月 2 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市稲津一丁目2番22号 前田 伸治、前田 美香	草津市南山田町字山寺876番21	204.58㎡	R8.3.2	1910

(令和 8 年 3 月 2 日 掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 3 月 5 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市岡本町358番地9 福本 将士	草津市岡本町字中山田755番1	215.63㎡	R8.3.5	1911

(令和 8 年 3 月 5 日 掲示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

草津市長 橋 川 涉

名称	位置	利用開始の期日
矢橋中ノ沢第二 児童遊園	草津市矢橋町字中 ノ沢 3 9 6 番 6	令和 8 年 3 月 1 0 日

(令和 8 年 3 月 1 0 日 掲示済み)

公 告

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 5 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、同条第 7 項の規定により地域計画の変更案を縦覧する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 地域計画の変更案
- 2 縦覧の期間 令和 8 年 3 月 1 3 日から  
令和 8 年 3 月 2 7 日まで

## 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和8年3月13日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月13日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市尾花川6番17-203号 尾花川 警察官待機舎1号棟 藤野 尋也	草津市新堂町字南円堂164番5	165.77㎡	R8.3.13	1912

(令和8年3月13日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年3月13日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津プリムタウン三丁目18 番地7 山本 裕也	草津市野村五丁目字四反長33番1 外1筆	1,169.63㎡	R8.3.13	1913

(令和8年3月13日掲示済み)

## 教育委員会規則

草津市立草津アマカホール条例施行規則および草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第 1 1 号

草津市立草津アマカホール条例施行規則および草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部改正)

第 1 条 草津市立草津アマカホール条例施行規則（平成 4 年草津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (使用許可申請等)</p> <p>第 4 条 《現行どおり》</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、手続を円滑に行うことを目的として、前項の申請書を優先的に提出できる者を、あらかじめ行う抽選により決定するものとする。</p> <p><u>3</u> 前項の抽選を行う場合、申請者は、次の各号に掲げる施設に応じて、当該各号に定める日に、教育委員会が別に定める方法により、抽選の申込みを行うことができるものとする。</p> <p>(1) ホールおよびこれと同時に使用する施設 使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の 1 2 月前の月の最初の開館日</p> <p>(2) 文化教室（1・2）、研修室およびリハーサル室 使用日の属する月の 7 月前の月の 1 日から 1 4 日まで</p> <p><u>4</u> 教育委員会は、使用日の属する月の 7 月前の月の 2 0 日までに前項の抽選結果を確定しなければならない。ただし、前項第 1 号の抽選結果については、抽選を終えた後直ちに確定するものとする。</p> <p><u>5</u> <u>第 1 項</u>の申請書の提出期間は、次の各号に<u>掲げる施設</u>に応じて、<u>当該各号に定める</u>とおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホールおよびこれと同時に使用する施設 <u>使</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 《省略》 (使用許可申請等)</p> <p>第 4 条 《省略》</p> <p style="text-align: right;">《改正後に新設》</p> <p style="text-align: right;">《改正後に新設》</p> <p style="text-align: right;">《改正後に新設》</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホールおよびこれと同時に使用する施設 <u>使</u></p>

改正後	改正前
<p><u>用日の属する月の12月前の月の1日から使用日の14日前の日まで</u></p> <p>(2) 文化教室(1・2)、研修室およびリハーサル室 <u>使用日の属する月の7月前の月の21日から使用日の3日前の日まで</u></p> <p><b>6</b> &lt;現行どおり&gt;                      第5条 &lt;現行どおり&gt;                      (許可書の提示等)                      第6条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用する際、<b>第4条第6項</b>の許可書を提示しなければならない。                      2 &lt;現行どおり&gt;                      第7条～第10条 &lt;現行どおり&gt;                      別記様式第1号 &lt;現行どおり&gt;                      別記様式第2号 (<b>第4条第6項</b>関係)                      (別添1-1のとおり)</p>	<p><u>用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)</u>の12月前の日の属する月から使用日の14日前の日まで</p> <p>(2) 文化教室(1・2)、研修室およびリハーサル室 使用日の<u>6月前の日の属する月</u>から使用日の3日前の日まで</p> <p><b>3</b> &lt;省略&gt;                      第5条 &lt;省略&gt;                      (許可書の提示等)                      第6条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用する際、<b>第4条第3項</b>の許可書を提示しなければならない。                      2 &lt;省略&gt;                      第7条～第10条 &lt;省略&gt;                      別記様式第1号 &lt;省略&gt;                      別記様式第2号 (<b>第4条第3項</b>関係)                      (別添1-2のとおり)</p>

(草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市立草津クリアホール条例施行規則(平成26年草津市教育委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;                      (使用許可申請等)</p> <p>第4条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><b>2</b> 教育委員会は、<u>手続を円滑に行うことを目的として、前項の申請書を優先的に提出できる者を、あらかじめ行う抽選により決定するものとする。</u></p> <p><b>3</b> 前項の抽選を行う場合、申請者は、次の各号に掲げる施設に応じて、当該各号に定める日に、教育委員会が別に定める方法により、抽選の申込みを行うことができるものとする。</p> <p>(1) ホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設 <u>使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)</u>の属する月の12月前の月の最初の開館日</p> <p>(2) 和室、練習室、リハーサル室および活動室 <u>使用日の属する月の7月前の月の1日から14日まで</u></p> <p><b>4</b> 教育委員会は、<u>使用日の属する月の7月前の月の20日までに前項の抽選結果を確定しなければ</u></p>	<p>第1条～第3条 &lt;省略&gt;                      (使用許可申請等)</p> <p>第4条 &lt;省略&gt;                      &lt;&lt;改正後に新設&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;改正後に新設&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;改正後に新設&gt;&gt;</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。ただし、前項第 1 号の抽選結果については、抽選を終えた後直ちに確定するものとする。</p> <p><b>5</b> <u>第 1 項</u>の申請書の提出期間は、<u>次の各号に掲げる施設に応じて</u>、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設 <u>使用日の属する月の 1 2 月前の月の 1 日</u>から使用日の 1 4 日前の日まで</p> <p>(2) 和室、練習室、リハーサル室および活動室 使用日の<u>属する月の 7 月前の月の 2 1 日</u>から使用日の 3 日前の日まで</p> <p><b>6</b> &lt;現行どおり&gt; 第 5 条 &lt;現行どおり&gt; (許可書の提示等) 第 6 条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際、<b>第 4 条第 6 項</b>の許可書を提示しなければならない。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt; 第 7 条～第 1 0 条 &lt;現行どおり&gt; 別記様式第 1 号 &lt;現行どおり&gt; 別記様式第 2 号 (<b>第 4 条第 6 項</b>関係) (別添 2-1 のとおり)</p>	<p><b>2</b> <u>前項</u>の申請書の提出期間は、<u>次に掲げる施設については</u>、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設 <u>使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の 1 2 月前の日の属する月</u>から使用日の 1 4 日前の日まで</p> <p>(2) 和室、練習室、リハーサル室および活動室 使用日の<u>6 月前の日の属する月</u>から使用日の 3 日前の日まで</p> <p><b>3</b> &lt;省略&gt; 第 5 条 &lt;省略&gt; (許可書の提示等) 第 6 条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際、<b>第 4 条第 3 項</b>の許可書を提示しなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt; 第 7 条～第 1 0 条 &lt;省略&gt; 別記様式第 1 号 &lt;省略&gt; 別記様式第 2 号 (<b>第 4 条第 3 項</b>関係) (別添 2-2 のとおり)</p>

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市立アミカホール条例施行規則および改正後の草津市立クレアホール条例施行規則の規定は、令和 8 年 1 1 月 1 日以後の使用に係る手続について適用し、同日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

別添1-1

様式第2号 (第4条第6項関係)

草津市立草津アマカホール使用許可書					
				許可No. _____	
				年 月 日	
使用団体名					
住 所					
責任者氏名 様					
印					
次のとおり使用を許可します。					
使用日	年 月 日 ( )				
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備 考		
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円			
リハーサル室	時 分から 時 分まで				
文化教室1	時 分から 時 分まで				
文化教室2	時 分から 時 分まで				
研 修 室	時 分から 時 分まで				
合 計		円			
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他 ( )  内容				
催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
特記事項					

1 使用許可の取消し等

- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
  - 草津市立草津アマカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。
  - 許可の条件に違反したとき。
  - 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。
  - 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
  - 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
  - 災害その他公益上必要が生じたとき。

2 使用料の返還

- 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
  - 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。  
全額
  - 草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できないとき。  
全額
  - 条例第6条の規定によりホールおよびこれと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
  - 条例第6条の規定により文化教室（1・2）、研修室およびリハーサル室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
7割相当額
  - 条例第6条の規定により文化教室（1・2）、研修室およびリハーサル室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
  - 市長が特に還付する必要があると認めるとき。  
市長が定める額
- 損害賠償
  - 使用者が、アマカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
  - 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別添1-2

様式第2号 (第4条第3項関係)

草津市立草津アマカホール使用許可書					
				許可No. _____	
				年 月 日	
使用団体名					
住 所					
責任者氏名 様					
印					
次のとおり使用を許可します。					
使用日	年 月 日 ( )				
使用施設	使用時間	※施設使用料	※備 考		
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円			
リハーサル室	時 分から 時 分まで				
文化教室1	時 分から 時 分まで				
文化教室2	時 分から 時 分まで				
研 修 室	時 分から 時 分まで				
合 計		円			
使用目的	目的 ・文化芸術に関する事業 ・その他 ( )  内容				
催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人
特記事項					

1 使用許可の取消し等

- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
  - 草津市立草津アマカホール条例（以下「条例」とする。）またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。
  - 許可の条件に違反したとき。
  - 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。
  - 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
  - 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
  - 災害その他公益上必要が生じたとき。

2 使用料の返還

- 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
  - 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。  
全額
  - 草津市立草津アマカホール（以下「アマカホール」とする）の管理上の都合により施設を使用できないとき。  
全額
  - 条例第6条の規定によりホールおよびこれと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
  - 条例第6条の規定により文化教室（1・2）、研修室およびリハーサル室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
7割相当額
  - 条例第6条の規定により文化教室（1・2）、研修室およびリハーサル室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。  
5割相当額
  - 市長が特に還付する必要があると認めるとき。  
市長が定める額
- 損害賠償
  - 使用者が、アマカホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
  - 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別添2-1  
様式第2号(第4条第6項関係)

草津市立草津クレアホール使用許可書

許可No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

使用団体名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
責任者氏名 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり許可します。

使 用 日	年 月 日 ( )		※施設使用料	※備 考
使 用 施 設	使 用 時 間		円	
ホ ー ル	時 分	時 分		
リ ハ ー サ ル 室	時 分	時 分		
練 習 室 1	時 分	時 分		
練 習 室 2	時 分	時 分		
和 室	時 分	時 分		
展 示 ホ ー ル	時 分	時 分		
活 動 室	時 分	時 分		
合 計			円	
使 用 目 的	目的 内容			
催 し 物 の 名 称				
入 場 料 等 の 有 無	有・無	左欄の金額	円	使用人数 人
特 記 事 項				

1 使用許可の取消し等

- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
  - 条例またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。
  - 許可の条件に違反したとき。
  - 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - その他教育委員会が使用を不適当と認めたとき。
  - 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
  - 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
  - 災害その他公益上必要が生じたとき。

2 使用料の返還

- 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
  - 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額
  - クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
  - 条例第6条の規定によりホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
  - 条例第6条の規定により和室、練習室、リハーサル室および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
  - 条例第6条の規定により和室、練習室、リハーサル室および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
  - 市長が特に還付する必要があると認めるとき。 市長が定める額

3 損害賠償

- 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別添2-2  
様式第2号(第4条第3項関係)

草津市立草津クレアホール使用許可書

許可No. \_\_\_\_\_  
年 月 日

使用団体名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
責任者氏名 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり許可します。

使 用 日	年 月 日 ( )		※施設使用料	※備 考
使 用 施 設	使 用 時 間		円	
ホ ー ル	時 分	時 分		
リ ハ ー サ ル 室	時 分	時 分		
練 習 室 1	時 分	時 分		
練 習 室 2	時 分	時 分		
和 室	時 分	時 分		
展 示 ホ ー ル	時 分	時 分		
活 動 室	時 分	時 分		
合 計			円	
使 用 目 的	目的 内容			
催 し 物 の 名 称				
入 場 料 等 の 有 無	有・無	左欄の金額	円	使用人数 人
特 記 事 項				

1 使用許可の取消し等

- 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
  - 条例またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとし、または使用したとき。
  - 許可の条件に違反したとき。
  - 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - その他教育委員会が使用を不適当と認めたとき。
  - 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
  - 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
  - 災害その他公益上必要が生じたとき。

2 使用料の返還

- 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
  - 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき。 全額
  - クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
  - 条例第6条の規定によりホール、展示ホールおよびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
  - 条例第6条の規定により和室、練習室、リハーサル室および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
  - 条例第6条の規定により和室、練習室、リハーサル室および活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
  - 市長が特に還付する必要があると認めるとき。 市長が定める額

3 損害賠償

- 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- 市は、条例第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月2日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第12号

草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立社会体育施設条例施行規則（昭和56年草津市教育委員会規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 《現行どおり》 （使用手続等）</p> <p>第7条 《現行どおり》</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、条例に定める使用時間の区分で使用する場合において、手続を円滑に行うことを目的として、前項の使用許可願を優先的に提出できる者を、あらかじめ行う抽選により決定するものとする。</p> <p><u>3</u> 前項の抽選を行う場合、社会体育施設を使用しようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という）の属する月の4月前の月の1日から10日までの期間内に、教育委員会が別に定める方法により、抽選の申込みを行うことができるものとする。</p> <p><u>4</u> 教育委員会は、使用日の属する月の4月前の月の20日までに前項の抽選結果を確定させなければならない。</p> <p><u>5</u> <u>第1項</u>の使用許可願の受理期間は、条例に定める使用時間の区分で使用する場合<u>および時間単位で使用する場合のいずれにおいても、使用日の属する月の4月前の月の21日から使用日の7日前までとする。</u>ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p><u>6</u> 《現行どおり》</p> <p>第8条～第10条 《現行どおり》</p> <p>別記様式第1号 《現行どおり》</p> <p>別記様式第2号（<u>第7条第6項関係</u>） （別添1-1のとおり）</p> <p>別記様式第3号～第4号 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第6条 《省略》 （使用手続等）</p> <p>第7条 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の使用許可願の受理期間は、条例に定める使用時間の区分で使用する場合は<u>使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前から7日前までとし、時間単位で使用する場合は使用日の2月前から7日前までとする。</u>ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p><u>3</u> 《省略》</p> <p>第8条～第10条 《省略》</p> <p>別記様式第1号 《省略》</p> <p>別記様式第2号（<u>第7条第3項関係</u>） （別添1-2のとおり）</p> <p>別記様式第3号～第4号 《省略》</p>

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市立社会体育施設条例施行規則の規定は、令和 8 年 9 月 1 日以後の使用に係る手続について適用し、同日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

別添 1-1

様式第 2 号(第 7 条第 6 項関係)

草津市立社会体育施設使用許可書

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

施設の使用については、次により許可します。

年 月 日

印

施設名	総合体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園																
使用施設	アリーナ	1/2 1/3 1/4	A E I B F J C G K D H L	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第一グラウンド (夜間AB) 第二グラウンド (夜間CD)	テニスコート	A B C D	武道館	A B C D	トレーニング室 相撲場	その他	会議室(1) (2) 研修室 トレーニング室	使用備品・台数		
使用区分	専用使用・個人使用 (時間帯区分・時間割区分)				種目	使用目的											
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 時 分まで																
使用者	氏名	住所			参加人員					名					うち草津市、栗東市、守山市または野洲市の居住者名		
使用料	施設	使用料	円	減額免除額	円	小計	円									合計	円
	会議室(1)(2)研修室	使用料	円	減額免除額	円	小計	円									計	円
	電灯使用料	時 分から 時 分まで	円	灯(室)×時間	円												
	冷暖房使用料	時 分から 時 分まで	円										小計	円			
	付属設備	内容	単位	金額													
		放送設備		円													
				円													
			円														
特別装置	内容	円×0.3									円	第 号					
使用条件	裏面の遵守事項を必ず守ること。 使用に当たっては、本許可書を各施設事務室に提出してください。																

別添 1-2

様式第 2 号(第 7 条第 3 項関係)

草津市立社会体育施設使用許可書

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

施設の使用については、次により許可します。

年 月 日

印

施設名	総合体育館・野村グラウンド・野村テニスコート・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園																
使用施設	アリーナ	1/2 1/3 1/4	A E I B F J C G K D H L	柔剣道場	柔道場 剣道場	グラウンド	全 第一グラウンド (夜間AB) 第二グラウンド (夜間CD)	テニスコート	A B C D	武道館	A B C D	トレーニング室 相撲場	その他	会議室(1) (2) 研修室 トレーニング室	使用備品・台数		
使用区分	専用使用・個人使用 (時間帯区分・時間割区分)				種目	使用目的											
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 時 分まで																
使用者	氏名	住所			参加人員					名					うち草津市、栗東市、守山市または野洲市の居住者名		
使用料	施設	使用料	円	減額免除額	円	小計	円									合計	円
	会議室(1)(2)研修室	使用料	円	減額免除額	円	小計	円									計	円
	電灯使用料	時 分から 時 分まで	円	灯(室)×時間	円												
	冷暖房使用料	時 分から 時 分まで	円										小計	円			
	付属設備	内容	単位	金額													
		放送設備		円													
				円													
			円														
特別装置	内容	円×0.3									円	第 号					
使用条件	裏面の遵守事項を必ず守ること。 使用に当たっては、本許可書を各施設事務室に提出してください。																

(令和 8 年 3 月 2 日 掲 示 済 み)